

労働安全衛生規則抜萃

目次

第1編	通則	
	第9章 監督等	P.293~295
	(計画の届出等)	
	(計画の届出を要しない仮設の建設物等)	
	(計画の届出をすべき機械等)	
	(仕事の範囲)	
	(建設業における計画の届出)	
第2編	安全基準	
	第3章 型わく支保工	P.296~298
	(主要な部分の鋼材)(型わく支保工の構造)	
	(組立図)(許容応力の値)	
	(型わく支保工についての措置等)	
	(段状の型わく支保工)(コンクリートの打設の作業)	
	(型わく支保工の組立て等の作業)	
	(型わく支保工の組立て作業主任者の選任)	
	(型わく支保工の組立て等作業主任者の職務)	
	第9章 墜落・飛来崩壊等による危険の防止	P.298~299
	(作業床の設置等)	
	(作業床の端等に囲い等の設置)	
	(安全带等の取付け設置等)(安全带等の取付け設備等)	
	(悪天候時の作業禁止)(照度の保持)	
	(昇降するための設備の設置等)(移動はしご)	
	(脚立)(建築物等の組立て、解体又は変更の作業)	
	(立入禁止)	
	第10章 通路・足場等	P.299
	(通路)(通路の照明)	
	(室内に設ける通路)(架設通路)(はしご道)	
第1款	材料等	P.299~300
	(材料等)(鋼管足場に使用する鋼管等)	
	(足場の構造)(最大積載荷重)(作業床の構造)	
第2款	足場の組立て等における危険の防止	P.300
	(足場の組立て等の作業)	
	(足場の組立て等作業主任者の選任)	
	(足場の組立て等作業主任者の職務)	
	(点検)(つり足場の点検)	
第3款	丸太足場	P.301
第4款	鋼管足場	P.301~302
	(鋼管足場)(鋼管規格に適合する鋼管足場)	
	(鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場)	
	(鋼管の強度の識別)	
第5款	つり足場	P.302
	(つり足場)(作業禁止)	
	第11章 作業講台	P.302~303
	(材料等)(構造)(最大積載荷重)(組立図)	
	(作業台についての措置)(作業台の組立て等の作業)	
	(点検)	

第1編 通則

第9章 監督等

(計画の届出を要しない仮設の建設物等)

第84条の2 法第88条第1項の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は、機械等は、次に該当する建設物又は機械等で、6月未満の期間で廃止するもの(高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ10メートル以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が60日未満のもの)とする。

- 1 その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が2.2キロワット未満である建設物
- 2 原動機の定格出力が1.5キロワット未満である機械等(法第37条第1項の特定機械等を除く。次号及び第89条第1号において同じ。)
- 3 別表第6の2に掲げる業務を行わない建設物又は機械等

(計画の届出等)

第85条 法第88条第1項の規定による届出をしようとする者は、様式第20号による届書に次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 1 事業場の周囲の状況及び4隣との関係を示す図面
 - 2 敷地内の建設物及び主要な機械等の配置を示す図面
 - 3 原材料又は製品の取扱い、製造等の作業の方法の概要を記載した書面
 - 4 建築物(前号の作業を行うものに限る。)の各階の平面図及び断面図並びにその内部の主要な機械等の配置及び概要をしめす書面又は図面
 - 5 前号の建築物その他の作業場における労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- 2 建設物又は機械等の一部を設置し、移転し、又は変更しようとするときは、前項の規定による届出は、その部分についてのみ行えば足りるものとする。

第86条 別表第7の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者が法第88条第1項の規定による届出をしようとするときは、様式第20号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をする場合における前条第1項の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 1 建設物又は他の機械等とあわせて別表第7の上欄に掲げる機械等について法第88条第1項の規定による届出をしようとする場合にあっては、前条第1項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項に規定する届書又は書面若しくは図面等の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。
- 2 別表第7の上欄に掲げる機械等のみについて法第88条の1項の規定による届出をする場合にあっては、前条第1項の規定は適用しないものとする。

(法第 88 条第 1 項ただし書の厚生労働省令で定める措置)

第 87 条 法第 88 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 1 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 2 前号に掲げるもののほか、第 24 条の 2 の指針に従って事業者が行う自主的活動

(認定の単位)

第 87 条の 2 法第 88 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定（次条から第 87 条の 10 までにおいて「認定」という。）は、事業場ごとに、所轄労働基準監督署長が行う。

(欠格事項)

第 87 条の 3 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- 1 法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 2 認定を受けようとする事業場について第 87 条の 9 の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 法人で、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの

(認定の基準)

第 87 条の 4 所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。

- 1 第 87 条の措置を適切に実施していること。
- 2 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること。
- 3 申請の前日 1 年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと。

(認定の申請)

第 87 条の 5 認定の申請をしようとする事業者は、認定を受けようとする事業場ごとに、計画届免除認定申請書（様式第 20 号の 2）に次に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 1 第 87 条の 3 各号に該当しないことを説明した書面
- 2 第 87 条の措置の実施状況について、申請の前日 3 月以内に 2 人以上の安全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者による評価を受け、当該措置を適切に実施していると評価されたことを証する書面及び当該評価の概要を記載した書面
- 3 前号の評価について、1 人以上の安全に関して優れた識見を有する者及び 1 人以上の衛生に関して優れた識見を有する者による監査を受けたことを証する書面
- 4 前条第 2 号及び第 3 号に掲げる要件に該当することを証する書面（当該書面がない場合には、当該事実についての申立て書）

2 前項第 2 号及び第 3 号の安全に関して優れた識見を有する者とは、次のいずれかに該当する者であって認定の実施について利害関係を有しないものをいう。

- 1 労働安全コンサルタントとして 3 年以上その業務に従事した経験を有する者で、第 24 条の 2 の指針に従って事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を 3 件以上行ったもの
- 2 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

3 前項第 2 号及び第 3 号の衛生に関して優れた識見を有する者とは、次のいずれかに該当する者であって認定の実施について利害関係を有しないものをいう。

- 1 労働衛生コンサルタントとして 3 年以上その業務に従事した経験を有する者で、第 24 条の 2 の指針に従って事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を 3 件以上行ったもの
- 2 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 所轄労働基準監督署長は、認定をしたときは、様式第 20 号の 3 による認定証を交付するものとする。

(認定の更新)

第 87 条の 6 認定は、3 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第 87 条の 3、第 87 条の 4 及び前条第 1 項から第 3 項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

(実施状況等の報告)

第 87 条の 7 認定を受けた事業者は、認定に係る事業場（次条において「認定事業場」という。）ごとに、1 年以内ごとに 1 回、実施状況等報告書（様式第 20 号の 4）に第 87 条の措置の実施状況について行った監査の結果を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(措置の停止)

第 87 条の 8 認定を受けた事業者は、認定事業場において第 87 条の措置を行わなくなったときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第 87 条の 9 所轄労働基準監督署長は、認定を受けた事業所が次のいずれかに該当するに至ったときは、その認定を取り消すことができる。

- 1 第 87 条の 3 第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
- 2 第 87 条の 4 第 1 号又は第 2 号に適合しなくなったと認めるとき。
- 3 第 87 条の 4 第 3 号に掲げる労働災害を発生させたとき。
- 4 第 87 条の 7 の規定に違反して、同条の報告書及び書面を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。
- 5 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

(建設業の特例)

第 87 条の 10 第 87 条の 2 の規定にかかわらず、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごとに認定を行う。

2 前項の認定についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 87 条 の 3 第 1 号	事業場	建設業に属する事業の仕事に係る請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場（以下「店社等」という。）
第 87 条 の 4	事業場が	店社等が
	当該事業場の属する業種	建設業
第 87 条 の 7	認定に係る事業場 (次条において「認定事業場」という。)	認定に係る店社等
第 87 条 の 8	認定事業場	認定に係る店社等

(計画の届出をすべき機械等)

第 88 条 法第 88 条第 2 項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第 7 の上欄に掲げる機械等（同表の 21 の項の上欄に掲げる機械等にあつては放射線装置に限る。次項において同じ。）とする。

2 第 86 条第 1 項の規定は、別表第 7 の上欄に掲げる機械等について法第 88 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による届出をする場合に準用する。

第 89 条 法第 88 条第 2 項において準用する同条第 1 項の厚生労働省令で定める仮設の機械等は、次のとおりとする。

- 1 機械集材装置、運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は、薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）架設通路及び足場以外の機械等（令第 6 条第 14 号の型わく支保工（以下「型わく支保工」という。）を除く。）で、6 月未満の期間で廃止するもの
- 2 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が 60 日未満のもの

(仕事の範囲)

第 89 条の 2 法第 88 条第 3 項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- 1 高さが 300 メートル以上の塔の建設の仕事
- 2 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が 150 メートル以上のダムの建設の仕事
- 3 最大支間 500 メートル（つり橋にあつては、1000 メートル）以上の橋梁^{ハシ}の建設の仕事
- 4 長さが 3000 メートル以上のずい道等の建設の仕事
- 5 長さが 1000 メートル以上 3000 メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50 メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの
- 6 ゲージ圧力が 0.3 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

第 90 条 法第 88 条第 4 項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- 1 高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事
- 2 最大支間 50 メートル以上の橋梁の建設等の仕事
- 2 の 2 最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の場所において行われるものに限る。）
- 3 ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）
- 4 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事
- 5 圧気工法による作業を行う仕事
- 5 の 2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物（第 293 条において「耐火建築物」という。）又は同法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（第 293 条において、「準耐火建築物」という。）で石綿等（石綿則第 2 条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
- 5 の 3 ダイオキシソ類対策特別措置法施工令別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
- 6 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
- 7 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

(建設業に係る計画の届出)

第 91 条 建設業に属する事業の仕事について法第 88 条第 3 項の規定による届出を使用とする者は、様式第 21 号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあっては圧気工法作業摘要書（様式第 21 号の 2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合においては、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

- 1 仕事を行う場所の周囲の状況及び 4 隣との関係を示す図面
 - 2 建設等をしようとする建築物等の概要を示す図面
 - 3 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
 - 4 工法の概要を示す書面又は図面
 - 5 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
 - 6 工程表
- 2 前項の規定は、法第 88 条第 4 項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第2編 安全基準

第3章 型わく支保工

第1節 材料等

(材料)

第237条 事業者は、型わく支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない。

(主要な部分の鋼材)

第238条 事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本工業規格 G3101 (一般構造用圧延鋼材)、日本工業規格 G3106(溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格 G3444(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格 G3350(建築構造用冷間成形軽量形鋼) に定める規格に適合するもの又は日本工業規格 Z2241(金属材料引張試験方法)に定める方法による試験において、引張強さの値が 330 ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の左欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。

鋼材の種類	引張強さ(単位 ニュートン 毎平方ミリメートル)	伸び(単位:パー セント)
鋼管	330 以上 400 未満	25 以上
	400 以上 490 未満	20 以上
	490 以上	10 以上
鋼板:形鋼 平鋼又は 軽量形鋼	330 以上 400 未満	21 以上
	400 以上 490 未満	16 以上
	490 以上 590 未満 590 以上	12 以上 8 以上
棒鋼	330 以上 400 未満	25 以上
	400 以上 490 未満	20 以上
	490 以上	18 以上

図 特別規制 646。

(型わく支保工の構造)

第239条 事業者は、型わく支保工については、型わくの形状、コンクリートの打設の方法等に応じた堅固な構造のものでなければ、使用してはならない。

第2節 組立て等の場合の措置

(組立図)

第240条 事業者は、型わく支保工を組み立てるときは、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組立てなければならない。

- 前項の組立図は、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置、接合の方法及び寸法が示されているものでなければならない。
- 第1項の組立図に係る型枠支保工の設計は、次に定めるところによらなければならない。

- 支柱、はり又ははりの支持物(以下この条において「支柱等」という。)が組み合わされた構造のものでないときは、設計荷重(型枠支保工を支える物の重量に相当する荷重に、型枠 1 平方メートルにつき 150 キログラム以上の荷重を加えた荷重をいう。以下この条において同じ。)により当該支柱等に生ずる応力の値が当該支柱等の材料の許容応力の値を超えないこと。
- 支柱等が組み合わされた構造のものであるときは、設計荷重が当該支柱等を製造した者の指定する最大使用荷重を超えないこと。
- 鋼管枠を支柱として用いるものであるときは、当該型枠支保工の上端に、設計荷重の 100 分の 2.5 に相当する水平方向の荷重が作用しても安全な構造のものとする。
- 鋼管枠以外のものを支柱として用いるものであるときは、当該型枠支保工の上端に、設計荷重の 100 分の 5 に相当する水平方向の荷重が作用しても安全な構造のものとする。

(許容応力の値)

第241条 前条第3項第1号の材料の許容応力の値は次に定めるところによる。

- 鋼材の許容曲げ応力及び許容圧縮応力の値は、当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の 4 分の 3 の値のうちいずれか小さい値の 3 分の 2 の値以下とすること。
- 鋼材の許容せん断応力の値は、当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の 4 分の 3 の値のうちいずれか小さい値の 1 0 0 分の 38 の値以下とすること。
- 鋼材の許容座屈応力の値は、次の式により計算を行って得た値以下とすること。

$$\frac{\ell}{i} \leq \Lambda \text{ の場合 } \sigma_c = \frac{1 - 0.4 \left(\frac{\ell}{i} / \Lambda \right)^2}{\nu} F$$

$$\frac{\ell}{i} > \Lambda \text{ の場合 } \sigma_c = \frac{0.29}{\left(\frac{\ell}{i} / \Lambda \right)^2} F$$

これらの式において、 ℓ 、 i 、 Λ 、 σ_c 、 ν 、及び F はそれぞれ次の値の表すものとする。

- ℓ 支柱の長さ(支柱が水平方向の変位を拘束されているときは、拘束点間の長さのうち最大の長さ)(単位 センチメートル)
- i 支柱の最小断面二次半径(単位 センチメートル)

$$\Lambda \text{ 限界細長比} = \sqrt{\pi^2 E / 0.6 F}$$

ただし、 π 円周率

E 当該鋼材のヤング係数(単位 ニュートン毎平方センチメートル)

σ_c 許容座屈応力の値(単位 ニュートン毎平方センチメートル)

$$\nu \text{ 安全率} = 1.5 + 0.57 \left(\frac{\ell}{i} / \Lambda \right)^2$$

F 当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の 4 分の 3 の値のうちいずれかの小さい値(単位 ニュートン毎平方センチメートル)

- 4 木材の繊維方向の許容曲げ応力、許容圧縮応力及び許容せん断応力の値は、次の表の左欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。

木材の種類	許容応力の値（単位 ニュートン毎平方センチメートル）		
	曲げ	圧縮	せん断
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいまつ又はべいひ	1,320	1,180	103
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが	1,030	880	74
かし	1,910	1,320	210
くり、なら、ぶな又はけやき	1,470	1,030	150

- 5 木材の繊維方向の許容座屈応力の値は、次の式により計算を行って得た値以下とすること。

$$\frac{l_k}{i} \leq 100 \text{ の場合 } f_k = f_c \left(1 - 0.007 \frac{l_k}{i} \right)$$

$$\frac{l_k}{i} > 100 \text{ の場合 } f_k = \frac{0.3f_c}{\left(\frac{l_k}{100i} \right)^2}$$

これらの式において、 l_k 、 i 、 f_c 及び f_k はそれぞれ次の値を表すものとする

- l_k 支柱の長さ（支柱が水平方向の変位を拘束されているときは、拘束点間の長さのうち最大の長さ）（単位 センチメートル）
 i 支柱の最小断面二次半径（単位 センチメートル）
 f_c 許容圧縮応力の値（単位 ニュートン毎平方センチメートル）
 f_k 許容座屈応力の値（単位 ニュートン毎平方センチメートル）

（型枠支保工についての措置等）

第242条 事業者は、型枠支保工については、次に定めるところによらなければならない。

- 1 敷角の使用、コンクリートの打設、くい等の打込み等支柱の沈下を防止するための措置を講ずること。
- 2 支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講ずること。
- 3 支柱の継手は、突合せ継手又は差込み継手とすること。
- 4 鋼材と鋼材との接続部及び交差部は、ボルト、クランプ等の金具を用いて緊結すること。
- 5 型枠が曲面のものであるときは、控えの取付け等当該型枠の浮き上がりを防止するための措置を講ずること。
- 5の2 H型鋼又はI型鋼（以下この号において「H型鋼等」という。）を大引き、敷角等の水平材として用いる場合であって、当該H型鋼等と支柱、ジャッキ等とが接続する箇所集中荷重が作用することにより、当該H型鋼等の断面が変形するおそれがあるときは、当該接続する箇所に補強材を取り付けること。
- 6 鋼管（パイプサポートを除く。以下この条において同じ。）を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管の部分について次に定めるところによること。
 - イ 高さ2メートル以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。
 - ロ はり又は大引きを上端に載せるときは、当該上端に鋼製の端板を取り付け、これをはり又は大引きに固定すること。

- 7 パイプサポートを支柱として用いるものにあつては、当該パイプサポートの部分について次に定めるところによること。
 - イ パイプサポートを3以上継いで用いないこと。
 - ロ パイプサポートを継いで用いるときは、4以上のボルト又は専用の金具を用いて継ぐこと。
 - ハ 高さが3.5メートルを超えるときは、前号イに定める措置を講ずること。
- 8 鋼管枠を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管枠の部分について次に定めるところによること。
 - イ 鋼管枠と鋼管枠との間に交差筋かいを設けること。
 - ロ 最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かいの方向における5層以内ごとの箇所に、水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。
 - ハ 最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の枠面の方向における両端及び5層以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布枠を設けること。
 - ニ 第6号ロに定める措置を講ずること。
- 9 組立て鋼柱を支柱として用いるものにあつては、当該組立て鋼柱の部分について次に定めるところによること。
 - イ 第6号ロに定める措置を講ずること。
 - ロ 高さが4メートルを超えるときは、高さ4メートル以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。
- 9の2 H型鋼を支柱として用いるものにあつては、当該H型鋼の部分について第6号ロに定める措置を講ずること。
- 10 木材を支柱として用いるものにあつては、当該木材部分について次に定めるところによること。
 - イ 第6号イに定める措置に講ずること。
 - ロ 木材を継いで用いるときは、2個以上の添え物を用いて継ぐこと。
 - ハ はり又は大引きを上端に載せるときは、添え物を用いて当該上端をはり又は大引きに固定すること。
- 11 はりで構成するものにあつては、次に定めるところによること。
 - イ はりの両端を支持物に固定することにより、はりの滑動及び脱落を防止すること。
 - ロ はりとはりとの間につなぎを設けることにより、はりの横倒れを防止すること。

（段状の型枠支保工）

第243条 事業者は、敷板、敷角等をはさんで段状に組み立てる型枠支保工については、前条各号に定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

- 1 型枠の形状によりやむを得ない場合を除き、敷板、敷角等を2段以上はさまないこと。
- 2 敷板、敷角等を継いで用いるときは、当該敷板、敷角等を緊結すること。
- 3 支柱は、敷板、敷角等に固定すること。

(コンクリートの打設の作業)

第244条 事業者は、コンクリート打設の作業を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

- 1 その日の作業を開始する前に、当該作業に係る型わく支保工について点検し、異状を認めるときは、補修すること。
- 2 作業中に型わく支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置をあらかじめ講じておくこと。

(型わく支保工の組立て等の作業)

第245条 事業者は、型わく支保工の組立て又は解体作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 1 当該作業を行う区域には、関係労働者以外の労働者の立ち入りを禁止すること。
- 2 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。
- 3 材料、器具又は工具を上げ、又はおろすときは、つり鋼、つり袋等を労働者に使用させること。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の選任)

第246条 事業者は、令第6条第14号の作業については、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

第247条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 1 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 2 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 3 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第9章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止

第1節 墜落等による危険の防止

(作業床の設置等)

第518条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第520条 労働者は、第518条2項及び前条第2項の場合において、安全带等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(安全带等の取付設備等)

第521条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で行う場合において、労働者に安全带等を使用させるときは、安全带等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

- 2 事業者は、労働者に安全带等を使用させるときは、安全带等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

(悪天候時の作業禁止)

第522条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(照度の保持)

第523条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で行うときは、当該作業を安全に行うため必要な照度を保持しなければならない。

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第524条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(不用のたて坑等における危険の防止)

第525条 事業者は、不用のたて坑、坑井、又は40度以上の斜坑には、坑口の閉そくその他墜落による労働者の危険を防止するための設備を設けなければならない。

- 2 事業者は、不用の坑道又は坑内採掘跡には、さく、囲いその他通行しや断の設備を設けなければならない。

(昇降するための設備の設置等)

第526条 事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

- 2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

(移動はしご)

第527条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 幅は、30センチメートル以上とすること。
- 4 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

(脚立)

第528条 事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。

(建築物等の組立て、解体又は変更の作業)

第529条 事業者は、建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

- 1 作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。
- 2 あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

(立入禁止)

第530条 事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

第10章 通路、足場等

第1節 通路等

(通路)

第540条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

- 2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

(通路の照明)

第541条 事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明具を所持させるときは、この限りでない。

(屋内に設ける通路)

第542条 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 1 用途に応じた幅を有すること。
- 2 通路面は、つまづき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 3 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。

(架設通路)

第552条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 こう配は、30度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが2メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。

- 3 こう配が15度をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。
- 4 墜落の危険のある箇所には、高さ75センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。
- 5 たて坑内の架設通路でその長さが15メートル以上であるものは、10メートル以内ごとに踊場を設けること。
- 6 建設工事に使用する高さ8メートル以上の登りさん橋には、7メートル以内ごとに踊場を設けること。

(はしご道)

第556条 事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 踏さんを等間隔に設けること。
- 3 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。
- 4 はしごの転位防止のための措置を講ずること。
- 5 はしごの上端を床から60センチメートル以上突出させること。
- 6 坑内はしご道でその長さが10メートル以上のものは、5メートル以内ごとに踏だなを設けること。
- 7 坑内はしご道のこう配は、80度以内とすること。

- 2 前項第5号から第7号までの規定は、潜函内等のはしご道については、適合しない。

第2節 足場

第1款 材料等

(材料等)

第559条 事業者は、足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

- 2 事業者は、足場に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がなく、かつ、木皮を取り除いたものでなければ、使用してはならない。

(鋼管足場に使用する鋼管等)

第560条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管については、日本工業規格 A8951(鋼管足場)に定める鋼管の規格(以下「鋼管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

- 1 材質は、引張強さの値が370ニュートン毎平方ミリメートル以上であり、かつ、伸びが、次の表の左欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値となるものであること。

引張強さ 単位 ニュートン毎平方ミリメートル	伸び (単位 パーセント)
370 以上 390 未満	25 以上
390 以上 500 未満	20 以上
500 以上	10 以上

- 2 肉厚は、外径の31分の1以上であること。
- 2 事業者は、鋼管足場に使用する附属金具については、日本工業規格 A8951 (鋼管足場) に定める附属金具の規格又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

- 1 材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）は、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であること。
- 2 継手金具にあつては、これを用いて鋼管を支点（作業時における最大支点間隔の支点をいう。）間の中央で継ぎ、これに作業時の最大荷重を集中荷重としてかけた場合において、そのたわみ量が、継手がない同種の鋼管の同一条件におけるたわみ量の1.5倍以下となるものであること。
- 3 緊結金具にあつては、これを用いて鋼管を直角に緊結し、これに作業時の最大荷重の2倍の荷重をかけた場合において、そのすべり量が10ミリメートル以下となるものであること。

（構造）

第561条 事業者は、足場について、丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

（最大積載荷重）

第562条 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これをこえて積載してはならない。

- 2 前項の作業床の最大積載荷重は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下この節において同じ。）にあつては、つりワイヤロープ及びつり鋼線の安全係数が10以上、つり鎖及びつりフックの安全係数が5以上並びにつり鋼帯並びにつり足場の下部及び上部の支点の安全係数が鋼材にあつては2.5以上、木材にあつては5以上となるように、定めなければならない。
- 3 事業者は、第1項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

（作業床）

第563条 事業者は、足場（1側足場を除く。）における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

- 1 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の左欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる許容曲げ応力の値をこえないこと。

木材の種類	許容曲げ応力 （単位 ニュートン毎 平方センチメートル）
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、 ひのき、つが、べいまつ又はべいひ	1,320
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、 べいすぎ又はべいつが	1,030
かし	1,910
くり、なら、ぶな又はけやき	1,470
アピトン又はカポールをフェノール樹脂に より接着した合板	1,620

- 2 つり足場の場合を除き、幅は、40センチメートル以上とし、床材間のすき間は、3センチメートル以下とすること。
- 3 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に定めるところにより、手すり等を設けること。ただし、作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

- イ 丈夫な構造とすること。
- ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- ハ 高さは、75センチメートル以上とすること。
- 4 腕木、布、はり、脚立その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によって破壊するおそれのないものを使用すること。
- 5 つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように2以上の支持物に取り付けること。

2 前項第5号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- 1 幅が20センチメートル以上、厚さが3.5センチメートル以上、長さが3.6メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。
 - イ 足場板は、3以上の支持物にかけ渡すこと。
 - ロ 足場板の支点から突出部の長さは、10センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの1/8以下とすること。
 - ハ 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、20センチメートル以上とすること。
 - 2 幅が30センチメートル以上、厚さが6センチメートル以上、長さが4メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。
- 3 労働者は、第1項第3号ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第2款 足場の組立て等における危険の防止

（足場の組立て等の作業）

第564条 事業者は、令第6条第15号の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 1 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 3 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 4 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅20センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
- 5 材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

2 労働者は、前項第4号の作業において安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（足場の組立て等作業主任者の選任）

第565条 事業者は、令第6条第15号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第566条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第1号の規定は、適用しない。

- 1 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 2 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 3 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 4 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(点検)

第567条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

- 1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- 3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 4 手すり等の取りはずし及び脱落の有無
- 5 脚部の沈下及び滑動の状態
- 6 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- 7 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 8 突りよとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止め機能

(つり足場の点検)

第568条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第1号から第4号まで、第6号及び第8号に掲げる事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第3款 丸太足場

第569条 事業者は、丸太足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 建地の間隔は2.5メートル以下とし、地上第1の布は、3メートル以下の位置に設けること。
- 2 建地の脚部には、その滑動又は沈下を防止するため、建地の根本を埋め込み、根がらみを設け、皿板を使用する等の措置を講ずること。
- 3 建地の継手が重合せの場合には、接続部において、1メートル以上を重ねて2箇所以上において縛り、建地の継手が突合せ継手の場合には、二本組の建地とし、又は1.8メートル以上の添木を用いて4箇所以上において縛ること。
- 4 建地、布、腕木等の接続部及び交さ部は、鉄線その他の丈夫な材料で堅固に縛ること。
- 5 筋かいで補強すること。
- 6 1側足場、本足場又は、張出し足場であるものにあつては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。
イ 間隔は、垂直方向にあつては5.5メートル以下、水平方向にあつては、7.5メートル以下とすること。

- ロ 鋼管、丸太等の材料を用いて堅固なものとすること。
- ハ 引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、1メートル以内とすること。

- 2 前項第1号の規定は、作業の必要上同号の規定により難い部分がある場合において、なべつり、2本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。
- 3 第1項第6号の規定は、窓わくの取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取りはずす場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

第4款 鋼管足場

(鋼管足場)

第570条 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 足場（脚輪を取り付けた移動式足場を除く。）の脚部には、足場の滑動又は沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける等の措置を講ずること。
- 2 脚輪を取り付けた移動式足場にあつては、不意に移動することを防止するため、ブレーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な建設物に固定させる等の措置を講ずること。
- 3 鋼管の接続部又は交さ部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。
- 4 筋かいで補強すること。
- 5 1側足場、本足場又は張出し足場であるものにあつては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。
イ 間隔は、次の表の左欄に掲げる鋼管足場の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下とすること。

鋼管足場の種類	間隔（単位 メートル）	
	垂直方向	水平方向
単管足場	5	5.5
わく組足場（高さが5メートル未満のものを除く。）	9	8

- ロ 鋼管、丸太等の材料を用いて、堅固なものとすること。
- ハ 引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、1メートル以内とすること。

- 6 架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。
- 2 前条第3項の規定は、前項第5号の規定の適用について、準用する。この場合において、前条第3項中「第1項第6号」とあるのは、「第570条第1項第5号」と読み替えるものとする。

(鋼管規格に適合する鋼管足場)

第571条 事業者は、鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第1項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第1号から第4号まで、わく組足場にあつては第5号から第7号まで定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 建地の間隔は、けた行方向を 1.85 メートル以下、はり間方向は 1.5 メートル以下とすること。
 - 2 地上第 1 の布は、2 メートル以下の位置に設けること。
 - 3 建地の最高部から測って 31 メートルを超える部分の建地は、鋼管を 2 本組とすること。
 - 4 建地間の積載荷重は、400 キログラムを限度とすること。
 - 5 最上層及び 5 層以内ごとに水平材を設けること。
 - 6 はりわく及び持送りわくは、水平筋かいその他によって横振れを防止する措置を講ずること。
 - 7 高さ 20 メートルを超えるとき及び重量物の積載を伴う作業を行うときは、使用する主わくは、高さ 2 メートル以下のものとし、かつ、主わく間の間隔は 1.85 メートル以下とすること。
- 2 前項第 1 号又は第 4 号の規定は、作業の必要上これらの規定により難しい場合において、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値に関し、事業者が次条に定める措置を講じたときは、適用しない。
- 3 第 1 項第 2 号の規定は、作業の必要上同号の規定により難しい部分がある場合において、2 本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。

(鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場)

第572条 事業者は、鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場については、第 570 条第 1 項に定めるところによるほか、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値が、鋼管の断面係数に、鋼管の材料の降伏強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値の 2 分の 1 の値）の 1.5 分の 1 及び次の表の左欄に掲げる鋼管の肉厚と外形との比に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる係数を乗じて得た値（継手のある場合には、この値の 4 分の 3）以下のものでなければ使用してはならない。

鋼管の肉厚と外径との比	係数
肉厚が外径の 1/14 以上	1
肉厚が外径の 1/20 以上 1/14 未満	0.9
肉厚が外径の 1/31 以上 1/20 未満	0.8

(鋼管の強度の識別)

- 第573条 事業者は、外径及び肉厚が同一であり、又は近似している鋼管で、強度が異なるものを同一事業場で使用するときは、鋼管の混用による労働者の危険を防止するため、鋼管に色又は記号を付する等の方法により、鋼管の強度を識別することができる措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置は、色を付する方法のみによるものであってはならない。

第5款 つり足場

(つり足場)

第574条 事業所は、つり足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 つりワイヤーロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
 - イ ワイヤーロープ 1 よりの間において素線（ファイラ線を除く。以下この号において同じ。）の数の 10 パーセント以上の素線が切断しているもの

- ロ 直径の減少が公称径の 7 パーセントをこえるもの
 - ハ キンクしたもの
 - ニ 著しく形くずれ又は腐食があるもの
- 2 つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
 - イ 伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの 5 パーセントをこえるもの
 - ロ リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の 10 パーセントをこえるもの。
 - ハ き裂があるもの
 - 3 つり鋼線及びつり鋼帯は、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用しないこと。
 - 4 つり繊維索は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
 - イ スtrandが切断しているもの
 - ロ 著しい損傷又は腐食があるもの
 - 5 つりワイヤーロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帯又はつり繊維索は、その一端を足場けた、スターラップ等に、他端を突りよう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。
 - 6 作業床は、幅を 40 センチメートル以上とし、かつ、すき間がないようにすること。
 - 7 床材は、転位し、又は脱落しないように、足場けた、スターラップ等に取り付けること。
 - 8 足場けた、スターラップ、作業床等に控えを設ける等動揺又は転位を防止するための措置を講ずること。
 - 9 たな足場であるものにあつては、けたの接続部及び交さ部は、鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。
- 2 前項第 6 号の規定は、作業床の下方又は側方に網又はシートを設ける等墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するための措置を講ずるときは適用しない。

(作業禁止)

第575条 事業者は、つり足場の上で、脚立、はしご等を用いて労働者に作業させてはならない。

第 11 章 作業構台

(材料等)

第 575 条の 2 事業者は、仮設の支柱及び作業床等により構成され、材料若しくは仮設機材の集積又は建設機械等の設置若しくは移動を目的とする高さが 2 メートル以上の設備で、建設工事に使用するもの(以下「作業構台」という。)の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

2 事業者は、前項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

(構造)

第 575 条の 3 事業者は、作業構台については、著しいねじれ、たわみ等が生ずるおそれのない丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

(最大積載荷重)

第 575 条の 4 事業者は、作業構台の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。

2 事業者は、前項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

(組立図)

第 575 条の 5 事業者は、作業構台を組み立てるときは、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

2 前項の組立図は、支柱、作業床、はり、大引き等の部材の配置及び寸法が示されているものでなければならない。

(作業構台についての措置)

第 575 条の 6 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

- 1 作業構台の支柱は、その滑動又は沈下を防止するため、当該作業構台を設置する場所の地質等の状態に応じた根入れを行い、当該支柱の脚部に根がらみを設け、敷板、敷角等を使用する等の措置を講ずること。
- 2 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部又は取付部は、変位、脱落等が生じないように緊結金具等で堅固に固定すること。
- 3 高さ 2 メートル以上の作業床の床材間のすき間は、3 センチメートル以下とすること。
- 4 高さ 2 メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に定めるところにより、手すり等を設けること。ただし、作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。
 - イ 丈夫な構造とすること。
 - ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。
 - ハ 高さは、75 センチメートル以上とすること。

(作業構台の組立て等の作業)

第 575 条の 7 事業者は、作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 1 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 3 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。
- 4 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

(点検)

第 575 条の 8 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

- 1 支柱の滑動及び沈下の状態
- 2 支柱、はり等の損傷の有無
- 3 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 4 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- 5 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

6 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

7 手すり等の取りはずし及び脱落の有無